

令和3年3月第5回松阪市教育委員会定例会会議録

令和3年3月23日（火）教育委員会室

議決事項

- 議案第7号 松阪市教育委員会規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について
- 議案第8号 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第9号 松阪市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について
- 議案第10号 松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第11号 松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例施行規則の一部改正について
- 議案第12号 松阪市松浦武四郎誕生地条例施行規則の一部改正について

報告事項

1. 令和2年度2月児童生徒の問題行動等について
2. 三重とこわか国体 カヌー競技リハーサル大会の開催について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	岡 田	光 生
委員	長 井	雅 彦
委員	谷 口	雅 美
委員	服 部	美由紀

出席事務局職員

局長	鈴 木	政 博
次長	村 田	佳 之
教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西	雅 之
学校教育課長	塩 野	光 弘
学校支援課長	尾 崎	充
子ども安全・安心担当監	小 泉	恵 希
スポーツ課長	松 林	正 人
国体推進室長	前 出	和 也
国体推進室担当監	熊 野	佳 幸
文化課文化財担当監	松 葉	和 也

午後1時30分 開会

○教育長

ただいまから令和3年3月第5回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

本定例会につきましては、前回同様、感染防止対策として、アルコール消毒、マスクの着用を徹底するとともに、出席職員を必要最小限とし、会議の時間短縮を図りながら進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

議事等に入ります前に、2月26日に、新しく服部美由紀様が教育委員会委員に就任されましたので、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

服部委員、よろしくお願いいたします。

(服部委員 就任の挨拶)

○教育長

服部委員、4年間よろしくお願いいたします。

もう一点、私の方からご報告をさせていただきます。

教育長職務代理者の長島彩子委員が、2月25日を以て退任されたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長職務代理者として岡田光生委員をご指名いたしましたので、ご報告させていただきます。

岡田委員、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第7号「松阪市教育委員会規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

私の方から、記名と署名ということで、記名というのは印字されていても良いという事ですね。

◎事務局

はい、そうです。

○教育長

署名というのは、自筆手書きでないと駄目という事ですね。

◎事務局

そのとおりです。

○教育長

印鑑が正式に認められたのは、膨大な何百枚となる紙に署名を書くとなると大変だからということで、印鑑が認められたという経緯があると聞いておりますが、その辺は心配ないのでしょうか。

◎事務局

内閣府、法務省、経済産業省から、押印についてのQ&Aというものがございまして、それによりますと「押印については、私法上契約は当事者の意思の合致により成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。特段の定めがある場合を除き、契約にあたり押印をしなくても契約の効力に影響は生じない」とのことです。押印をしたから必ず本人証明、本人確認が確実にできる訳でもないということです。今回、押印にかわる本人確

認もそうですが、押印にかわるもので代替できるものについては、押印を廃止していく方針としております。

○教育長

署名と記名、またそれに関わる国の判断基準、その辺を説明していただきました。何か質疑、ご意見はございませんでしょうか

◆委員

今、教育長おっしゃってみえました、たくさん書くのが大変だからこれになった。多分、出す方、提出する側は、そんなに多くないですよ。返す側の方の教育長からの文書の方が大変だと思いますが、それはそのまま印鑑でいけるんじゃないでしょうか。

そこまでは、多分、署名ではなかったと思うんですが。

◎事務局

1つは法律とか、条例等の法令によって押印が義務付けられているものについては、それは致し方ないので押印をしてもらうという事になります。それ以外のものについては、署名または押印とか、記名のみでいいものとか、その辺は本人確認をする必要性の度合いとかにより、署名または押印を求めるとか、記名だけでいいかを判断することになります。

◆委員

だから、出されてきた書類に確認の印鑑を押すという事は、多分従来通りではないでしょうか。教育長宛に出されてきた書類については、それにいちいち署名をしなくても、従来どおり、印鑑を押すという取扱いで良いと思いますが。

○教育長

今、委員がおっしゃった内容で、よろしいんでしょうね。

◎事務局

はい、その考え方でよろしいです。

○教育長

多分、教育委員会として相手方に返すもの、それについて委員がご指摘されたと思いますので、その部分については、適切に対応をお願いします。

○教育長

他に質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第7号「松阪市教育委員会規則等で定める申請書等への押印の特例に関する規則の制定について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 8 号「松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(スポーツ課長から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第 8 号「松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例施行規則の一部改正について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 8 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 9 号「松阪市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(文化財担当監から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第 9 号「松阪市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 9 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(文化財担当監から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

先程の説明と同様、第 9 号と同等の理由で、文化財センターの方も併せて免除規定を変えたいということでございます。何か、ご質問はありませんでしょうか。

今の説明では、今までにも臨機応変に対応していたものを明記するという、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎事務局

はい、そのとおりでございまして、これまでも状況に合わせて、介助者に入っていたいただいていたものでございます。今後も、規則上は介助者1名と書いておりますけれども、状況に合わせて、現場で判断をしていきたいと考えております。

○教育長

参考までに、概数でいいですので、どれぐらいの方が該当されているのでしょうか。

◎事務局

現在、手持ちの資料を持ち合わせておりませんが、実績としてはございます。問い合わせの中にも、介助者はどうなるのかという内容のものもございます。その度に、状況に合わせて入っていただけることをご案内申し上げ、実際に入館していただいてもおります。

これまで規則という形で、明記がなされていなかったことから、事前に周知をすることができなかった状況がありました。そのようなことで、今回、このような改正をさせていただいたというものでございます。

○教育長

何か質問、ご意見よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第10号「松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第10号は原案どおり可決いたしました。

なるべく現場で、来ていただいた方の状況等をしっかり踏まえて支援するという形で進めていただければと思います。

次に、議案第11号「松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(文化財担当監から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第 11 号「松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例施行規則の一部改正について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 11 号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号「松阪市松浦武四郎誕生地条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(文化財担当監から説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。

議案第 12 号「松阪市松浦武四郎誕生地条例施行規則の一部改正について」を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

以上で議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告事項につきまして、事務局から説明願います。

(報告事項 1 を子ども安全・安心担当監から説明)

(報告事項 2 を国体推進室長から説明)

○教育長

それでは、ただいまの事務局からの 2 点の報告事項に対して、ご質問等はございませんか。

◆委員

カヌー競技の方の駐車場は、右岸になるのでしょうか。左岸になるのでしょうか。

◎事務局

駐車場につきましては、多気の文化会館になっておりまして、そこからシャトルバスで送迎するということになります。

◆委員

ありがとうございます。

○教育長

この競技は、どのくらい参加するのでしょうか。

◎事務局

選手全体で、50 人程度が参加されます。

○教育長

その他、よろしいでしょうか。

質問が終了いたしましたので、報告事項1と2は承認したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長

それでは、報告事項1と2は承認いたしました。
報告事項が終了いたしましたので、その他の項に入ります。
委員の方から何かありましたら、お願いいたします。

◆委員

GIGA スクール構想に基づく ICT 教育の推進について、松阪市の場合は、タブレットを全生徒に貸与されました。そこで、それらの進行状況とか、問題点等、あるいは持ち帰り等は既にやられているのかどうか、その辺をお教えいただけますでしょうか。

◎事務局

タブレットにつきましては、1月から運用を始めております。家庭への持ち帰りにつきましては、4月から始める予定でございます。日常の筆記用具のような使い方、授業の中で活用をしております。当然、授業としましては、集団で協働学習を行う訳ですけれども、1時間の中で写真であったり、教科の動画であったり、そんな形で取り組みを進めております。

端末の持ち帰りについての対応としては、個別最適化を進めるということで、個人に応じた課題、基礎を中心に学習すること。あるいは、もっと発展させて活用したい子ども、さらには、学校からの課題として提出するものなど、より有効な活用を図っていきたいと考えております。

今、研修担当の方で、4月からの端末持ち帰り対応に向け、検証を進めているところでございます。

○教育長

少し、補足をさせていただきますと、端末を家に持ち帰ってということで、具体的には、デジタル教科書の活用についての検討も6月ごろから始める予定です。

ただ、デジタル教科書となるとかなり高価なものになることから、国の事業を受けて、指定校を設け研究を進めていく予定です。

また、どういう形で教科書を家に持ち帰り使ってもらえるのか、どんな環境であれば使いやすいとか、Wi-Fi で繋いでいないといけないとか、デジタル教科書はクラウドから落としたりいいのか、それとも、学校で入れてから持って帰る方がいいのか、そのような使い方についても、今検討しているところです。

国の担当者の方ともこの間、話をしたんですけれども、学校での使い方というのは、既に導入した三雲中学校である程度成果も出ており、課題も把握しております。そして、どういう研修をしたらいいのか、その限界もどのあたりまでなのかということも判明しています。ただ、端末を家に持ち帰って、ネットに接続して活用するという部分は本当に未知数の部分であり、現在、検討を始めているところです。

また、実はこの間、三重大とも協定を結んだところなんです、三重大大学のムードルというサーバーがあるらしいんです。このシステムを使った活用方法について、松阪市と三重大で共同研究をする予定でおります。

家へ持ち帰っての部分というのは、全く未知数のところがあり、三雲中学でもダウンロードをしたものを持ち帰っているという状況です。その通信を活用して持ち帰った活動というのは、今のところございませんので、手探りの状態です。

ただ、一つやらなくてはいけないと思っておりますのが、保護者相手に、「学校はこういう風にやります、持ち帰ってこんなことをしていただきます、ですから、家庭でも、こういうことには気をつけてください。」といった説明会を、4月以降にすべての中学校区において、教育委員会の主催で行おうかなと思っております。

ただ、今後の活用が進むと、子どもの記録がタブレットに残ってまいります。また、ドリルなどは、こちらで一括管理をする。そういう部分はできるんですが、例えば、子どもが自主研究をしてきた成果物をどこかへ保存しておくような、そんなサーバーを作ろうとしますと随分とお金が必要ですので、どこかの企業のご協力を仰ぎながら、校務支援システムなどと一緒に開発を進め、そういったものができるように、これから研究していく必要があります。

それから、学校の適正規模、適正配置のアンケートについても、保護者向けに、全てこのタブレットで実施したいと考えております。

◆委員

各家庭に持ち帰った時に、生徒がやる部分、保護者の方にも見てもらう部分、そういうシステムを作りたいという事ですね。そうなってくると、情報を流す側の最終決定は、どこでなされるのかということ。それから、もう一点、松阪のホームページ等で載っていることを各家庭の保護者の方に見てもらいたい時に、それをうまく運用できるのか、その2点をお聞かせいただきたいです。

○教育長

そこが肝心のところでございまして、今回市長に懇願したところの、Wi-Fi モデルじゃなくて、お金のかかる LTE モデルにした部分でございまして。

松阪ナビという、松阪市が独自に開発したアプリがあるんです。それを全部の iPad に入れました。その理由として、その中には、不審者情報もあれば、ゴミの日の情報も流れている。そして、状況によっては、被災者情報とか、緊急対応も図ることができます。そういった理由から、アプリの活用を図ることと、私の理想としては、子どもが情報を見て、「明日ゴミの日やで」って保護者に言う。保護者も「あっ、そうやね。」と返す。いわゆる、行政と家庭とをつなぐ役割を持ってもらうようなことです。

委員におっしゃっていただいたように、松阪ナビを入れることによって、もっと家庭と行政が近づけばというようなことで、これまで3,000 数百台しか入っていなかった端末が、一気に13,000 台になるということです。

◆委員

是非、そういった活用をしていただければ良いと思いますので、お願いします。

○教育長

これは保護者やご家族が、やっぱり導入して良かったと思ってもらえること、子どものドリルは今どこまで進んでいるのかとか、どんなことを学んでいるのかとか、そういうのを見てもらえるよう、我々もいろんな情報を流していこうかなと思っております。

◆委員

先程、保護者の方への説明とお聞きしたんですけど、中学校と言われましたか、それとも小学校でしたか。

○教育長

それは、中学校区で行います。そこに、小学校や中学校の保護者の方に集まっていただくということです。

以前、全ての小中学校を訪問しましたが、全部回ろうと思うと、大体1年は掛かってしまうんです。そうすると、最初と最後では、話す内容が変わってしまうことにもなりかねません。ですから、もう1か月の間に、中学校区で一気に説明しようと思っております。ただ、PTAの方は、役員が6月位にしか、体制が決まらないと思っ

◆委員

現段階では、もう、役員はほぼ決まっております。4月から動けるような状態です。

○教育長

ありがとうございます。そういう役員の方々を対象にでもいいですし、PTAの一般の方々を対象にして、実施しようかなとも思っております。

◆委員

まあ、説明会を実施することは良く分かったんですけども、代表の方を選んでやってしまうと、全部の家庭・保護者にはなかなか伝わりにくいと思いますので、そのところは何か考えないといけませんね。「私、聞いてない。」となってもいけませんので。そのところを配慮していただきたいですね。

○教育長

説明会やりますよと言っても、なかなか人が集まっていだけないのが現状です。

保護者の皆さんには周知はいたしますが、集まっていだける多くの方は、役員さん達が出ていただくことになってしまいがちです。

この件については、非常に皆さん関心が高いと思われまので、ズームなどを使ってオンラインでの配信ができないか、質問はチャットで行って、後でメールで返すようなことができないかを考えております。

◆委員

教育長、よくご存知ですね。

ズームを使いながらチャットも使えるなら、大したもんですよ。

○教育長

色々そういう工夫をしながら、やらせてもらえたらなと思っております。

多分、保護者であれば、そういうのもほとんど使えるんじゃないかなと思っております。それが無理なら、子ども達に聞いていただくのも良いのかなと思っております。

端末の持ち帰りのところは、教科書会社もそうですが、国もどのように使っていくのか、注目されていることと思います。徐々に、使える環境等が明らかになれば、国の方から補助金も出してくれるんじゃないかと考えております。

こんな形で使ったら非常に効果が出たという事例を作れば、それじゃ、通信費も国の方で持つべきではないのか。国と県と保護者とかで応分の負担をするようになるのか。

また、1つ新しいものとして、読売新聞が新聞記事を活用して、その新聞記事から情報を読み取って問題を解くという取り組みを行っており、これに参加する学校が複数ございます。

◆委員

今の読売新聞というのは、読売こどもニュースのものなんでしょうか。

◎事務局

そうではなくて、「よむYOMUワークシート」という別のものでございます。

それはですね、書くことを意識して読売新聞社が作ったものです。子どもたちが、新聞等の実用的な文章から必要な情報を読み取る力を身に付けられればと思います。

そこには、15枚程度のシートがあって、その成果を見るところです。

他に何かご質問等ございませんでしょうか。

◆委員

今、高校入試の合格発表があって、今年の大きな特徴は、南勢地区の高校で、ずいぶん定員割れが生じていることです。

ただ、県もその地区の卒業生数を考え、公私比率も考え、そんな無茶な定員割り振りもしていない訳ですから、本当は、各校の定員が割れてはいけなはずです。

結局、原因が何かと考えますと、他地区に逃げている。あるいは私立に行っている。

そして南部や伊賀地域であれば、他県のほうに入学している。そんな理由が考えられるのではないかと思います。松阪地区においても、若干、定員割れ模様が今回ありました。

本当に、松阪地区では、各高校でそれぞれが非常に努力して頑張っていて、高校に問題があって、定員割れを起こしているものではないと思います。

では、どこに課題があるのか。また、実態を検証してもらいながら、松阪地区では、市教委も頑張っていて、小中学校で素晴らしい教育をしているところですので、松阪の教育って素晴らしいと思ってもらえるようにしていきたいなあと思います。どうしても、定員割れを起こしてしまいますと、イメージダウンにつながって悪循環に陥ってしまいます。

ですので、早い目に何か策を講じていくのが良いのかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○教育長

この点について、分析した結果や何か分かる事はございますでしょうか。

◎事務局

先程、おっしゃっていただきましたが、飯南高校も13人定員割れを起こしておりますが、追加募集が10人という状況です。また、外国人児童生徒の進路希望につきましては、第一希望で、すべて希望通りの進学があったとお伺いしております。

ただ本当に、松阪地区の子ども達が育んできたものを高校でも繋いでいってもらいたいので、子ども達にも目的意識を持ってもらえるよう、今後協議をして対応していきたいと考えております。現在のところ、まだ詳細な分析は済んでおりませんので、申し訳ございません。

○教育長

そのことを分析させていただいて、後日、中学校の進路について、松阪の子ども達がどこの高校へ行ったか、どれだけ外に流れているのか、どれだけ私学へ流れていったのか、委員の皆さんにご提示させていただければと思います。

ただ、県の方も公私比率を考えたり、県の私学課の方からずいぶん是正の指導もしていただいたりしておりますので、来年度は、是非、飯南高校に入学していただけるよう、取り組みをお願いします。

それでは、服部委員、何かございませんでしょうか。

◆委員

先程のGIGAスクール構想なんですが、端末を家に持ってこれることや、何かの時の保険にも入ってもらっていることも分かったので、そこは保護者の方々も安心しておられました。

ただ、心配な事としては、家に持ってこられても、保護者が操作等で分からなかった時にそこで止まってしまうことにならないだろうかとの事でした。ですから、操作方法上のQ&Aを作ってもらったり、勉強会をしてくれるなら出てくださる方もいると思うんです。

PTAの本部役員だけの研修でも良いですし、あるいは授業参観時の懇談会の中で研修をやっていただくというような方法もあるのではないかと考えております。授業参観の途中にでも、一緒に子ども達と操作させてもらうとか、まずは簡単なものでいいので、Q&Aを作っていただければと思います。

○教育長

そのようなものは、既に何度か作ってもらっていると思いますが、どうですか。

◎事務局

学習で活用するものについては、現在進行中なんですが、委員おっしゃっていただきました、操作上のものについては、確認したいと思います。

○教育長

ちょっとそこはもう、先生向きのものではなくて、保護者向けのものを作成すべきだという事ですね。

◆委員

そういうものがあれば、保護者の方々にしても安心して一緒に使ってもらえるのではないのでしょうか。もちろん、子ども達の方が、私達よりも操作ができるので、私も全然怖がったりしてはいませんが。でも、やっぱり、何かあったときに何も答えられないというのも恥ずかしいことだと思いますので。

○教育長

案外その点、先生向きのものとなると、難しい単語、例えば、ブラウザがどうか、何か分からない単語が並ぶ訳ですよ。

◆委員

出来たら、そういうものをいただくと大変ありがたいと思います。

○教育長

要するに、保護者会の後で、そういったものをやるという事ですね。

◆委員

そうですね。子どもと一緒に、保護者も学ぶというスタイルをとらせてもらえたらなと思います。

○教育長

その点、ちょっと子ども支援研究センターで考えていただけるように依頼していただけませんかでしょうか。

○教育長

はい、それでは事務局から、次回の定例会についての日程報告等をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日火曜日午後1時30分から教育委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いたします。

○教育長

あと、聖火ランナーのコースだけ、最後にご説明をお願いいたします。

◎事務局

松阪城址の入り口をスタートとしまして、御城番屋敷、市役所前、長谷川邸、坂内川右岸、和田金前のおりを通過して、日野町交差点を左折し、松阪駅がゴールとなります。

日程は、4月8日となっております。

○教育長

これは、子どもさん達も見に行っていていいのでしょうか。

◎事務局

基本的に、自粛ということではありませんので、社会的距離をとった上で、応援をしていただければと思います。そこでは、なるべく声は出さずに、拍手などで応援をしていただきたいと思います。

○教育長

それでは、これで令和3年3月第5回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会